

## II. 資金移動の諸手段

### 1. 現金

法貨としての通用力

日本銀行券（日本銀行法 46 条 2 項）

貨幣：額面の 20 倍まで（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 7 条）

弁済の提供（民法 492 条）

弁済による債務の消滅（新民法 473 条）

紛失・盗難のリスク

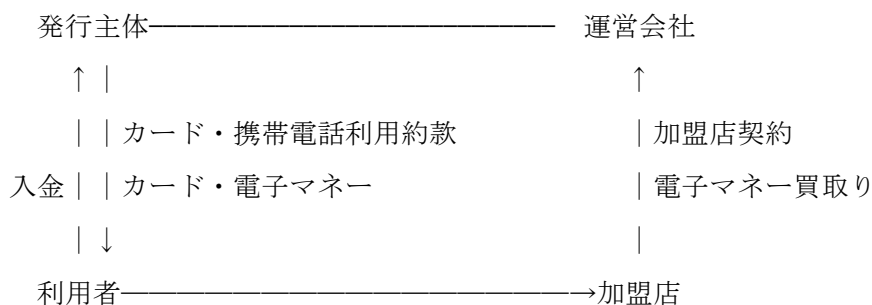
金銭の所有と占有の一致（最判昭和 39 年 1 月 24 日集民 71 号 331 頁）

原因関係上のトラブルのリスク

### 2. 電子マネー・プリペイドカード

#### 2. 1. プリペイド式電子マネーの仕組み

イシュー契約



原因関係

電子マネーによる代物弁済

東日本旅客鉄道株式会社 Suica に関する規約・特約 (<https://www.jreast.co.jp/suica/rule/>)

IC カード乗車券取扱規則

Suica 電子マネー取扱規則

ネットワーク型・クローズドループ型

## 2. 2. 各種のリスクの分配

### (1) カード・携帯電話の紛失・盗難と無権限利用

無権限利用について運営会社の免責 (IC カード乗車券取扱規則 18 条 1 項)

チャージ金額の上限設定 (IC カード乗車券取扱規則 12 条)

20000 円

オートチャージ型の場合

東京高判平成 29 年 1 月 18 日金法 2069 号 74 頁

記名式カードの使用停止・再発行 (IC カード乗車券取扱規則 16 条)

### (2) 電子マネーデータの偽造

加盟店での利用不可 (電子マネー取扱規則 6 条 1 項)

利用できてしまった場合の加盟店による買取請求の可否

### (3) 運営会社の信用リスク

電子マネーによる支払後、加盟店による買取請求前

情報移転時に利用者の加盟店に対する弁済は完了 (電子マネー取扱規則 4 条 4-5 項)

チャージ済みの金額の保護

第三者型前払式支払手段の発行者として登録制 (資金決済法 7 条)

未使用残高の半額以上の発行保証金の供託 (同 14 条 1 項)

Cf. 払戻しの制限 (資金決済法 20 条 5 項、前払式支払手段に関する内閣府令 42 条)

発行業務を廃止する場合

一定期間内の払戻額が未使用残高の 5% 以下である場合

保有者のやむを得ない事情により当該手段の利用が著しく困難となった場合

Cf. Suica の場合: カード返却時のみ、手数料必要 (IC カード乗車券取扱規則 15 条)

## 2. 3. 電子マネー関係と原因関係

電子マネーによる支払いの「無因性」 (Suica 取扱規則 4 条 6 項・8 項・5 条)

商品の欠陥等について利用者は加盟店に返金請求

## 2. 4. プリペイドカード等

プリペイドカード (ex. 図書カード、クオカード)

サーバー型電子マネー (ex. iTunes カード、amazon ギフトカード)

第三者型前払式支払手段：登録制

自家型前払式支払手段：届出制 (資金決済法 5 条 1 項)

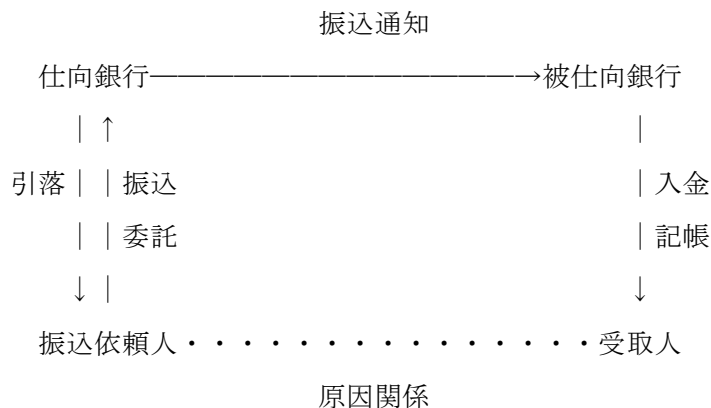
いずれの場合も発行保証金の供託

\*各種事業者のポイント (ex. T ポイント、航空会社のマイル)

前払式支払手段には該当しない (「対価を得て発行」(資金決済法 3 条 1 項))

## 3. 銀行預金と銀行振込

### 3. 1. 銀行振込みの仕組み



ネットワーク型・オープンループ型  
銀行間の決済システムについて

### 3. 2. 各種のリスクの分配

#### (1) 無権限取引のリスク

キャッシュカードの不正利用リスクのコントロール可能性とインセンティブ  
保険加入の容易さ

債権の準占有者に対する弁済 (民法 478 条)

債務者の善意無過失

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの  
預貯金者の保護等に関する法律

偽造カード：取引は原則として無効

例外①預貯金者の故意、②銀行の善意無過失かつ預貯金者の重過失

盗難カード：取引は有効、預貯金者が迅速に届出た場合には銀行が損失を補填

銀行が善意無過失の場合、軽過失ある預貯金者は1/4の損失を負担

重過失ある預貯金者はすべての損失を負担、同居の親族による取引も

(2) 銀行の信用リスク

銀行法による健全性規制

3. 3. 銀行振込と原因関係

(1) 原因関係上のトラブル

銀行振込の無因性

受取人の承諾を得ての組戻し

(2) 誤振込

振込依頼人と仕向銀行／被仕向銀行の関係

無因性

振込依頼人と受取人の関係

Cf.最決平成15年3月12日刑集57巻3号322頁

振込依頼人と受取人の債権者

最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁(VI-39)

東京地判平成17年9月26日判時1934号61頁

(2) 振込手続上のミスリスク

仕向銀行による債務不履行

東京地判昭和51年1月26日判時822号67頁(VI-40)

最判平成6年1月20日金法1383号37頁(VI-38)

### 3. 4. デビットカード

電子マネーの代わりに銀行預金を使って決済

利用者による発行銀行への弁済委託

加盟店による取引銀行への代金債権譲渡と取引銀行による発行銀行への弁済受領委託

無権限取引のリスクへの対処

銀行の信用リスクへの対処

## 4. 資金移動業等

送金＝為替取引（銀行法2条2項2号）

無免許営業の規制（銀行法4条1項、61条1号）。

最決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁

資金決済法上の資金移動業

100万円相当額以下の為替取引（資金決済法2条2項、同法施行令2条）

登録制（資金決済法37条）

履行保証金の供託（資金決済法43条、資金移動業内閣府令11条）

収納代行・代金引換

送金ではなく弁済の代理受領

事業者の信用リスクは支払者ではなく債権者が負担

Cf. プラットフォーム提供者による収納代行サービス

未成年の子によるダイヤルQ2の利用(最判平成13年3月27日判時1760号82頁)

## 5. 小切手・為替手形

### 5. 1. 小切手

(1) 小切手の仕組み

振出人が支払人に持参人等に対する支払いを委託する支払委託証券

支払人は銀行のみ（小切手法3条・71条）

引受禁止（小切手法4条）と振出人の責任（小切手法12条）

自己宛小切手（小切手法6条3項）

信用供与機能なし（小切手法 28 条 1 項）

法律上はユニバーサル型・オープンループ型（小切手法 14 条）

日本では事実上ネットワーク型・クローズドループ型

（2）小切手関係と原因関係

小切手債権の観念

原因債権の帰趨：「支払いに代えて」、「支払いのために」、「担保のために」

無因性（小切手法 1 条 2 号「単純ナル委託」）

支払委託の取消・撤回（小切手法 32 条）

（3）無権限取引のリスク

偽造小切手の支払いと銀行の免責（当座勘定規定 16 条）

Cf. アメリカにおける取り扱い

線引小切手（小切手法 38 条）

**5. 2. 為替手形**

支払委託証券

送金（売為替）と取立（買為替）・荷為替手形

支払人による引き受け（手形法 28 条）

振出人の担保責任（手形法 9 条）

### III. クレジットカード

#### 1. クレジットカードの仕組み

カード保有者とカード会社：カード会員規約

Ex JCB 会員規約（個人用）<http://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/kojin.pdf>

カード会社と加盟店：加盟店契約

カード会社による加盟店への第三者弁済（JCB 規約 22 条）または加盟店からの代金債権譲り受け

カード会社によるカード保有者への与信

ネットワーク型・クローズドループ型

カード保有者の審査と加盟店の審査

ネットワーク拡大のための取り組み：提携カード

割賦販売法による規制

翌月一括払い以外の場合：包括信用購入あっせん（割賦販売法 2 条 3 項）

過剰な与信の防止（包括支払可能見込額の調査：割賦販売法 30 条の 2）

#### 2. 無権限取引のリスクの分配

Ex. JCB 規約 40 条

原則：カード保有者が負担

例外：遅滞なく警察・発行会社に紛失・盗難を通知した場合は請求免除

\*カード会社側の対応：保険加入、利用限度額の設定

例外の例外：故意・重過失、家族による利用、通知より 61 日以上前の利用

キャッシュカードの場合と類似

小切手の場合との違い

#### 3. クレジットカードと原因関係

包括信用購入あっせんにおける抗弁の接続（割賦販売法 30 条の 4・30 条の 5）

JCB 規約 29 条

Cf. 最判平成 2 年 2 月 20 日判時 1354 号 76 頁（III-12）

なぜ電子マネーや銀行振込と違う解決が取られているのか？

悪質な加盟店を排除するインセンティブ

取引金額の大きさ